

平成16年第1回竜王町議会定例会

平成16年3月8日

午前10時00開会

於 議 場

1 議 事 日 程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議第1号 専決処分につき承認を求めることについて
(平成15年度竜王町一般会計補正予算(第6号)) |
| 日程第4 | 議第2号 竜王町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する
条例 |
| 日程第5 | 議第3号 竜王町課設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議第4号 竜王町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議第5号 竜王町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例 |
| 日程第8 | 議第6号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議第7号 竜王町出産祝金支給条例 |
| 日程第10 | 議第8号 竜王町産業振興条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議第9号 竜王町シルバーワークプラザの設置および管理に関する条
例 |
| 日程第12 | 議第10号 竜王町道の駅の設置および管理に関する条例の一部を改正
する条例 |
| 日程第13 | 議第11号 平成16年度竜王町一般会計予算 |
| 日程第14 | 議第12号 平成16年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)
予算 |
| 日程第15 | 議第13号 平成16年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)
予算 |
| 日程第16 | 議第14号 平成16年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議第15号 平成16年度竜王町学校給食事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議第16号 平成16年度竜王町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議第17号 平成16年度竜王町介護保険特別会計予算 |
| 日程第20 | 議第18号 平成16年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、 |

五個荘町および永源寺町教育委員会社会教育主事共同設置
特別会計予算

日程第21 議第19号 平成16年度竜王町水道事業会計予算
日程第22 議第20号 八日市衛生プラント組合規約の変更について

開会 午前10時00分

○議長（村井幸夫） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、13人です。よって、定足数に達していますので、これより平成16年第1回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。福島町長。

○町長（福島 茂） 皆さん、こんにちは。開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

3月に入りまして、はや1週間を経過いたしました。本年は暖冬ではないかと思われておりましたけれども、昨日の思いがけない大雪に見舞われました。しかしながら、間もなく春の日差しもやってこようかと存じているところでもございます。非常に寒暖の激しい冬でございましたけれども、議員の皆様方にはお変わりなく大変ご健勝にて日々ご活躍をいただいておりますことを心よりお喜びを申し上げます。

平素は、町政推進につきまして格別のご指導、ご高配を賜っておりますことを改めて厚くお礼を申し上げます次第でございます。まことにありがとうございます。

本日平成16年第1回の定例会を招集申し上げましたところ、公私何かとご多忙のところ、議員の皆様方には多数のご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本定例会におきましては、来る平成16年度の町政執行の基本となります執行方針を申し上げますとともに、条例関係9件並びに平成16年度の一般会計、特別会計予算等9件、ほか2件、計20議案を提出させていただいております。

なお、会期中に補正予算等追加提案もさせていただきたく予定をいたしております。どうぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。簡単でございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（村井幸夫） これより、本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に専決処分報告書及び議会諸般報告書、並びに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしておりますので、よろしくお願いたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村井幸夫） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、8番 竹山兵司議員、9番 岡山富男議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（村井幸夫） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月26日までの19日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月26日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

これより、一般行政について、町長より、また教育行政について、教育長より、それぞれ方針表明の申し出がございますので、これを認めることにいたします。福島町長。

○町長（福島 茂） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、平成16年度の竜王町行政執行方針を申し上げます。

ご存じのとおり、本町は町民皆様方のたゆまないご努力と豊かな自然、また文化に恵まれて昭和30年に町制を施行されて以来、本日まで着実な発展を続けられてまいりました。

しかしながら、昨今の産業経済は長期化をしております景気の低迷、雇用の減少等、いまだ回復の兆しが見えない深刻な状況下でございます。地方行政の運営につきましても厳しい経済情勢の中、財政事情等、殊のほか厳しい折であります。許される地方財政の中におきまして最大限の効率を考えまして、地方分権の進展とともに自立をした地方自治の確立と町民一人ひとりが生きる喜びを実感していただけるまちづくりを目指しまして、さらに努力を傾注してまいり所存でございます。引き続き、議員皆様方の格段のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

本日、ここに平成16年度竜王町行政事務事業および諸会計予算の提案をさせていただくに当たりまして、町行政の運営につきましてのその基本方針を申し述べさせていただきます。

まず執行方針について申し上げます。

その基といたしましては、竜王町は、「緑と文化の町」を基本理念としての町民憲章に則りまして、一昨年策定いたしました第四次竜王町総合計画を執行の基といたしてまいりたいと存じております。

特に豊かでたくましいまちづくりを着実に進展させるために、本町の特性を生かした地域産業の振興、社会福祉施設の充実、環境に配慮した諸施策の展開など、枢要な行政課題につきまして新たな取り組みも含め、鋭意取り組みをいたしてまいりたいと存じております。

施策の大綱といたしましては、

安心して暮らせる町土、すなわち安全のまちづくり。

快適で潤いのある生活環境づくり。

地域に活力を与える、たくましい産業づくり。

健やかに暮らせる健康福祉づくり。

新しい時代を拓く魅力ある場づくり、また人づくり。

生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり。

第四次総合計画の推進と効率的な行財政の執行。

の7項目をあげさせていただきました。

先に申し上げましたとおり、厳しい財政運営の中で最大限の経済効果を目途としまして、特にたくましいまちづくりの根幹はすばらしい町土をいかに守り、いかに生かせるかにかかっていると存じます。

農業の振興、商工業の誘致等と交流、さらには完全雇用の確立と存じておるところでございます。

さて、行政の運営に当たりましては、町民の皆さんと行政の絆をいっそう深めまして、信頼と協働によります開かれた行政運営を図ってまいりたいと願っております。

地方財政を取り巻く情勢は、殊のほか厳しいものがありますが、全職員が一丸となりまして行財政改革の推進を図りまして、公務員としての倫理、使命を全うすることに努め、行政の運営に当たる所存でございます。議員皆様方の、また町民皆様のさらなるご理解、ご協力をお願いするものでございます。

現今、国政におきましては三位一体の議論と税制等におきまして一部執行されようといたしておりますが、さらには中小町村の合併の促進方が進められようとされております。町村は、ご存じのとおり地方公共団体の国政の基礎団体として人口規模のいかにかかわらず確固たる実勢、独自性に立脚すべきであろうと考えるものであります。本町が住民皆さんの大方の賛同をいただく中、小地域の合併にはさらに検討、基本といたしましては真に足腰の強い、たくましいまちづくりを目途に基本理念に執行方針を策定いたしましたところでございます。

1つには、安心して暮らせる町土、すなわち安全のまちづくりでございます。かつての風水害の歴史、大震災の記録を風化させることなく、これを教訓として災害に強いまちづくりを喫緊の課題として取り組んでまいります。びわ湖西岸断層帯での地震予想及び東南海・南海地震の被害が予想される防災対策推進地域の指定や洪水予報河川の指定など、災害への備えと被害を最小に抑えまして的確な措置を行うことが求められております。

また、町内各所で頻発しておりますさまざまな犯罪、並びに交通事故をはじめとする事故防止の対応にも重きを置きまして、防災・防犯・交通安全等は住民の安全の推進に関する啓発をはじめ、諸施策の一層の強化に努めてまいりたいと存じます。

天井川をはじめとする河川の改良整備促進への活動、日野川改良促進につきましては、議会、また沿線主導の協議会等の大変熱心な活動をいただいております。

防災施設、備蓄資材の点検整備及び消防防災体制の強化並びに自主防災組織の育成強化、交通安全意識の高揚への啓発、安全教育の強化、あわせて道路安全施設等の再点検と整備も考えております。

地域連帯の安全で安心なまちづくり、すなわち住民生活安全への自治区との連携体制並びにすべての住民の理解と意識アップへの啓発事業の推進等自主防災体制の整備。特に、美松台地区におきましては住民の自治組織を立ち上げていただきまして大変心強く感じているところでございます。各地域の立ち上がりを期待しているところでもございます。

2番目に快適で潤いのある生活環境づくりでございます。

私たちが日々の生活が安全で、安らぎのある環境を保持していくためには、有限な地球環境への負荷を少なくしまして、持続可能な資源環境型社会への仕組みを構築していく必要がございます。本町の特性や、これまでの生活環境重視

の施策の取り組みをさらに充実、発展させまして、農業、商工業や各家庭での省資源化、再資源化をより具体的な環境施策として積極的に推進いたします。

環境と生活が結びつく快適なエコタウン計画の推進、並びに新規住宅地の確保。

省資源化、再資源化及びエネルギー利用の効率化等の研究、研鑽とバイオマス施設の建設推進。

次には廃油リサイクルとバイオディーゼル燃料循環システムの推進。

環境保全巡視の強化と環境美化条例の徹底。ごみの分別収集、生ごみ対策の研究強化。ごみ減量リサイクル運動、ダイオキシン等有害事象対策の促進。

河川、その他の水域における水質の保全を図るため、下水道事業、水すまし対策事業及び水質調査等の積極的な推進。

交通アクセス等、日常生活の利便性の確保、緑地、自然景観の保全整備、あわせて「自ら考え自ら行うまちづくり事業」の推進による地域の生活環境の整備促進。

3つ目には、地域に活力を与えるたくましい産業づくりでございます。経済や雇用環境が依然として厳しい中でございますが、地域を支える農業、商工業、すべての産業の振興につながる諸産業の活性化や雇用の創出を図りまして、たくましい産業基盤の充実発展に努めたいと思います。

大綱で申し上げましたとおりでございますが、本町の地域特性や環境資源を生かした竜王産品の販売促進、地産地消、食への安全性等に関する指導、援助にも努めてまいりたいと思います。

産業振興条例に基づく、農業、商業、工業の支援及び雇用の創出並びに新規立地企業への指導。

道の駅、農林公園等での販売促進、特産品づくりの推進、並びに観光関連事業での集客の拡大。特に道の駅をはじめ、地域の産業開発は文化と歴史とのかかわりも大きく存じます。後ほどの項でこれにも触れたいと存じます。

新たな商業地ゾーン形成の施策検討、並びに商工業の育成指導。

集落営農、後継者対策、米の消費拡大、米政策大綱への対応等、農業施策の推進並びに果樹、野菜、畜産等地場産業の振興。

次には、農用地をはじめとする農村の総合的保全と農業農村の伝統文化の伝承事業の推進。

次には、都市と農村の交流ふれあい事業推進と緑化及び里山の保全等の推進。

後継者並びに町内産業従事者等の居住地の確保に係る施策の推進。

4つ目に、健やかに暮らせる健康福祉づくりでございます。

急速な少子高齢化が進みます中、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備、並びに豊かな長寿社会を築くための福祉・保健・医療の社会システムの総合的な推進が重要であります。町民一人ひとりが生涯の各段階におきまして、健やかで生活に安心が実感できる社会基盤の整備に努めたいと存じております。

児童、母子、障害者、高齢者福祉等の施策の充実と保健や福祉に関する町民意識の高揚を図ります。

項目といたしましては、次世代育成支援対策を進めるための町行動計画の策定。児童福祉法の改正に伴いますエンゼルプランの推進。

出産祝金、地域子育て支援奨励金など、町独自の支援事業の推進。

豊かな長寿社会の整備に向けまして、新・いきいき長寿プラン高齢者福祉計画の推進。

住みよい福祉のまちづくりに関する施策、施設の充実、啓発活動の推進。

地域福祉ネットワークの充実とボランティアの育成と活動の推進。

健康いきいき竜王21プランに基づきます健康対策への諸施策、地域医療及び介護保険制度の充実。

次に5つ目でございますが、新しい時代を拓く魅力ある場づくり、人づくりでございます。

社会の変化や時代の要請に的確にこたえます力強く新しい時代を創造していく場づくりと、たくましい人づくりが重要であります。そのためにはお互いの人権尊重と男女共同参画社会の構築、学校教育はもちろんのこと、幼児から老人に至るまでの全住民を対象とした生涯学習の推進への諸施策の充実が必須であります。

なお、学校教育、生涯学習につきましては、教育委員会より詳細に方針を説明いたします。项目的に申し上げますと、

人権教育、啓発事業の推進。

青少年の健全育成の推進。

男女共同参画社会施策の推進。

国際化、情報化の時代にふさわしい地域間交流と諸事業の推進。

自治区、地域、諸団体のコミュニティ振興事業の推進。

健康増進と人の交流を図る住民総スポーツの振興、チャレンジデー等の実施。
総合型地域スポーツクラブの育成と参加の促進。

次に6つ目でございます。生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり。

本町の恵まれました文化遺産や豊かな自然を保全、継承し、住民主体の文化活動を支援するとともに、個性豊かな地域文化の創造と薫り高い文化が脈々と生きづくまちづくりに努めたいと思います。文化を育み、感性を養うための諸施策の効率的な施設運営を図りますほか、歴史や文化遺産が活かされるまちづくりを推進いたします。

項目といたしましては、古代より受け継がれてまいりました貴重な歴史資産、文化財の保存と渡来文化等歴史文化の伝承にかかる研鑽と資料整備。

次には、地域文化芸術活動の促進と、万葉文化等伝承事業の継続実施。

総合運動公園の機能活用及び県有地施設整備の推進等、リゾート構想重点地域の整備促進。

文化振興施設の活性化を図るため、ボランティア・NPO等の活動育成。これにつきましては、たくましい産業づくりは地域文化と歴史の深いかわりがあるかと存じます。

先般オープンいたしました道の駅「竜王かがみの里」は、文字どおり渡来文化の着床の地でもございまして、あわせて源義経の極めて重要な歴史の地でもあります。平成17年、NHK大河ドラマ「義経」に思いをいたしますとき、義経サミットを日本各地に先駆けて催行いたしたいと考えているところでもございます。歴史・文化とあわせて産業、地域の発展に大きな貢献を目指しているものでございますが、議員皆様方の、また町民各位の格別のご理解、ご協力をお願いをいたしたいと存じているところでございます。

最後の7番でございますけれども、第四次総合計画の推進と効率的な行財政の執行でございます。

総合計画及び執行方針の推進、並びに地方分権施策が強く進められております中、総合的な行財政検討組織を立ち上げまして、すべての行財政の評価点検を行いまして、真に住民生活を支える事務事業の選別と、たくましい自立したまちづくりの取り組みをいたしたいと存じております。

項目といたしましては、行政倫理の実践確立を図るとともに、職員倫理規程の厳守と資質の向上。

次には、住民サービス向上への職員研修制度の強化。

次には、行政事務、財政面の評価点検を実施しまして、公正で効率的な行財政運営の改革。

次には、国・県等関係機関との連携強化と地方分権への体制整備。

以上、16年度の執行方針として進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます、行政執行方針を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村井幸夫） 犬井教育長。

○教育長（犬井久夫） ただいまの平成16年度竜王町行政執行方針に引き続きまして、平成16年度の竜王町教育行政方針を申し上げます。

まず最初に基本方針であります、新しい時代を切り拓く、心豊かでたくましい日本人の育成を目指す今回の教育改革が本格的に始まって3年目を迎えます。

少子・高齢化、核家族化、情報化、国際化が急速に進む中、社会の急激な変化に対応できる人間の育成を図り、一人ひとりの子どもたちに生きる力を身につけることをねらいとして、平成14年4月以来、完全学校週5日制の実施とともに、「教育が変わる、学校がよくなる」ことが実感できるような改革を着実に進めています。

その間、世界情勢は不穏な動きや深刻な状況が続き、加えて我が国経済の不況は長引き、人々は展望が持ちにくく、危機感さえ感じており、そのような世相の影響もあり、青少年にかかわる犯罪の続発はますます深刻な重要課題となってきました。

本町の子どもたちにも学校行事や児童会、生徒会活動をはじめ、子供会やスポーツ少年団、中学校の部活動等においては主体的に活動し、文化・スポーツ活動に積極的にかかわっていかこうとする姿がある反面、基本的な生活週間の乱れや自己中心的で抑止力のない言動、規範意識の欠如、学校におけるいじめや不登校など、深刻な課題があります。これらは、社会情勢の変化や生活様式の変容が人々の価値観の相違を生み、それが子育ての戸惑いや悩みとなっていること。親子の対話をはじめ、家族や地域社会における相互の連帯意識が希薄になっていること。少子化により、子どもに社会性が育っていないこと。物の豊かさが心の貧しさを生んでいることなどが原因となっていると考えられます。

学校週5日制は、子どもたちが家庭や地域における生活の中で主体的に活動できる時間をふやし、学校では体験できないことで自己の成長に有意義なさまざまな体験や交流を通して生き方を学び、人間形成の基礎を培い、豊かな自己実

現を図るとともに、人間性や社会性を高めることをねらいとしています。

本町の教育は、第四次竜王町総合計画に基づく21世紀における町の将来像「田園と文化が薫る交竜の郷」の実現に向け、まちづくりは人づくりからという認識により、緑と文化の町「竜王町」に愛と誇りを持ち、町民憲章の精神のもと、地域社会の発展に尽くそうとする資質や能力を培い、新しい時代を拓く、魅力あるたくましい人づくりを基本目標とします。

さらに、「生活を高める個性豊かな薫り高い文化の創造」に寄与し、広く国際社会にも貢献できる人間の育成を目指しています。

また、心豊かに人生を送るため、生涯を通じて、いつでも、どこでも、自由に学んだり、気軽にスポーツが楽しめる生涯学習社会の実現を目指しています。そのため、生涯学習の基礎を培う学校園教育の充実、人間の尊厳を基本とする人権教育の推進、子育て支援や青少年の健全育成など、人づくりになお一層の努力が必要です。このような認識のもとに平成16年度の教育行政の基本目標を「新しい時代を拓く魅力あるたくましい人づくり」とし、この目標を達成するための主要施策として次の5つの柱を掲げ、関係機関、団体との緊密な連携のもとに学校・家庭・地域社会と一体となった総合的な教育行政の推進に努めます。

1つ目は、「田園文化が薫る交竜の郷」の実現を目指す生涯学習社会の構築。

2つ目に、豊かな感性を培い、集団とのかかわりを重視した生活習慣を確立し、知的欲求や行動意欲を引き出す幼稚園教育の推進。

3つ目に、生きる力となる確かな学力と豊かな心、そして健やかな体を育む信頼される学校づくり。

4つ目に、まちづくり、人づくりの基盤となる人権教育啓発の推進。

5つ目に、家庭・地域社会の教育力の向上と青少年の健全育成。

次に、この5つの主要施策について概略を申し上げます。

まず1つ目の「田園文化が薫る交竜の郷」の実現を目指す生涯学習社会の構築についてですが、人生80年代を見据えた町民個々の生涯学習を支援し、町民の芸術文化の向上、並びに生涯スポーツの振興発展を目指すまちづくりの基盤となる生涯学習社会の構築が必要です。そのため、学社融合の考えのもと、学校・園と家庭や地域社会、公民館、図書館や運動公園等の社会教育機関や施設、及び社会教育団体との連携をさらに強化し、それぞれの特性を生かした効果的な活動を図るとともに、総合行政としての取り組みを推進します。

また、貴重な文化遺産、文化財の保存に努め、埋蔵文化財の発掘や資料整備等、歴史や文化遺産を生かしたまちづくりの推進を図ります。

文部科学省からモデル事業として3年間の指定を受け、設立準備を進めてまいりました総合型地域スポーツクラブも、いよいよドラゴンスポーツクラブとして平成16年度に発足することになりました。竜王町体育振興協会の組織の中で自主運営の形で活動が始まることとなりますが、町民の生涯スポーツ振興の核となることを願い、行政支援を行います。

次に、2つ目の「豊かな感性を培い、集団とのかかわりを重視した生活習慣を確立し、知的欲求や行動意欲を引き出す幼稚園教育の推進」についてでございます。

幼稚園では、少子化に対応して早い時期から子どもたちに社会性を身につけさせようと、平成13年度から実施してきた3年保育も定着し、多くの成果があらわれてきています。今後、さらにその充実を図るとともに家庭との連携を深めながら、幼稚園教育要領に基づき、遊びや体験を通して発達段階に応じた基本的な生活習慣や豊かな感性と道徳性の芽生えを培うことを重視した幼児教育を行います。

特に、幼・小の連携をさらに深め、発達に応じて集団とのかかわりを重視した安全指導や生活習慣の確立を図るとともに、個々の子どもの「知りたい」「やってみよう」という知的欲求や行動意欲を引き出す指導を家庭と協力し合って推進します。

続いて、3つ目の「生きる力となる確かな学力と豊かな心、そして健やかな体を育む信頼される学校づくり」。

小・中学校教育についてでございますが、小・中学校では「画一と受け身から自立と創造へ」という基本理念のもと、新しい学習指導要領に基づき、基礎基本を重視した確かな学力の定着を図るため、少人数指導や習熟度別学習を推進し、個に応じたわかる事業によって学ぶことの楽しさや成就感を味わうことができる、こめ細かな指導を展開します。

特に、知識、理解と技能の習熟を図り、基礎、基本の完全習得を目指し、家庭での学習習慣の確立、繰り返しと積み重ねを重視します。そして、それをもとに自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく課題を解決する能力を培います。

また、心豊かでたくましい人間を育てるために心の教育を重視します。心の教

育では、生命と人権の尊重を基盤に、豊かな人間性や道徳性、社会性を身につけるための道徳教育の充実を図ります。特に規範意識の高揚を図る積極的な取り組みや諸活動を推進します。

そして、それらが生きる力となって、個々の子どもたちの身につくよう、総合的な学習の時間に創意工夫を凝らした横断的、総合的な学習で、地域・環境・勤労・福祉・国際理解などの体験的な学習や、問題解決的な学習、発展的な学習を行い、地域に根ざし、地域に開かれ、地域に信頼される学校としての特色ある教育活動を展開します。

また、障害児教育や通級指導など、特別支援教育の充実を図るとともに、体験的な学習や国際理解教育をさらに推進するため、国内交流や国際交流によって子どもたちの視野と見聞を広めます。

子どもたちが健康と耐力を保持増進する能力・態度・習慣を身につけ、体を鍛え、たくましく生きるために食に関する正しい知識と習慣、地場産業の活用や勤労生産体験の推進、健康安全教育の徹底を図ります。

さらに、児童生徒の安全管理や安全対策の強化など、教育環境の整備と充実に努めるとともに、環境保全、自然環境と共存・共生する、よりよい環境の創造など、環境教育を推進します。

また、学校教育の改善と信頼される学校づくりのため、学校から家庭、地域への情報発信、説明責任等に努力するとともに、自己評価、外部評価等の学校評価システムの構築への取り組みを進めます。

次に、4つ目の「まちづくり、人づくりの基盤となる人権教育啓発の推進」についてであります。竜王町ではまちづくりの基本理念に人権尊重を掲げ、生涯学習社会づくりの中で、町民自らが人権意識の高揚と確立に努め、生きがいのある充実した生活の実現を目指しています。

平成7年8月に竜王町人権尊重の町宣言を、平成11年3月に竜王町人権尊重のまちづくり条例を制定しました。さらに、平成13年9月には、人権教育のための国連10年、竜王町行動計画を策定し、平成15年度末に竜王町人権教育啓発基本方針を同和教育の深まりから人権教育への広がりという視点から検討・改訂しましたので、それに基づき同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を正しく認識し、自らの生き方にかかわる重要な問題として受けとめ、人権尊重の精神を日常生活に具現化するよう実践的態度の啓発に努力します。そして、町民みんなが健康で互いに心がふれあい、「生きる喜び」が実感でき、若者が将来に

わたって展望を持って住みたくなる、住みよいまちづくりの実現に努力します。

最後、5つ目は「家庭・地域社会の教育力の向上と青少年の健全育成」についてでございます。

家庭は、子育ての重要な場であり、いかに時代が変わり、生活様式が変わっても、教育の原点は家庭であることに変わりありません。強い絆のもと、親子の対話や家族とのふれあいを大切にし、子どもをしっかり見つめ、発達段階に応じたしつけや基本的な生活習慣、並びに家庭における学習習慣、社会のルールやマナーを身につけるとともに、心豊かでたくましい子どもの育成を推進します。地域社会では、学校週5日制の実施により、子どもたちが地域で過ごす時間が多くなった状況を踏まえ、地域での子育て支援の大切さをみんなで認識し、地域の教育力の高揚に努めます。

さらに、学校で身につけた学力をより確かなものにするため、またそれが生活体験、社会体験、自然体験を通して、生きる力となるよう関係機関、団体との連携強化のもとに推進します。

そして、地域における子育て支援を広めるとともに、これからの竜王町を担う青少年の健全育成に関する、より一層の充実した活動を推進します。

以上、5つの主要施策について説明させていただきましたが、議員の皆さんをはじめ、町民の皆さん方の温かいご支援、ご協力をよろしく申し上げます。

なお、5つの主要施策における施策の重点と具体的努力事項は、次に掲げたとおりですので、どうかよろしく願いいたします。

以上、平成16年度の竜王町教育行政方針の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（村井幸夫） 以上で、一般行政執行方針並びに教育行政執行方針の表明を終結いたします。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

- |             |             |                                                         |
|-------------|-------------|---------------------------------------------------------|
| <b>日程第3</b> | <b>議第1号</b> | <b>専決処分につき承認を求めることについて<br/>(平成15年度竜王町一般会計補正予算(第6号))</b> |
| <b>日程第4</b> | <b>議第2号</b> | <b>竜王町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する<br/>条例</b>                |
| <b>日程第5</b> | <b>議第3号</b> | <b>竜王町課設置条例の一部を改正する条例</b>                               |
| <b>日程第6</b> | <b>議第4号</b> | <b>竜王町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</b>                        |

- |       |       |                                                             |
|-------|-------|-------------------------------------------------------------|
| 日程第7  | 議第5号  | 竜王町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例                           |
| 日程第8  | 議第6号  | 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例                                        |
| 日程第9  | 議第7号  | 竜王町出産祝金支給条例                                                 |
| 日程第10 | 議第8号  | 竜王町産業振興条例の一部を改正する条例                                         |
| 日程第11 | 議第9号  | 竜王町シルバーワークプラザの設置および管理に関する条例                                 |
| 日程第12 | 議第10号 | 竜王町道の駅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例                              |
| 日程第13 | 議第11号 | 平成16年度竜王町一般会計予算                                             |
| 日程第14 | 議第12号 | 平成16年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算                               |
| 日程第15 | 議第13号 | 平成16年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算                               |
| 日程第16 | 議第14号 | 平成16年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算                                     |
| 日程第17 | 議第15号 | 平成16年度竜王町学校給食事業特別会計予算                                       |
| 日程第18 | 議第16号 | 平成16年度竜王町下水道事業特別会計予算                                        |
| 日程第19 | 議第17号 | 平成16年度竜王町介護保険特別会計予算                                         |
| 日程第20 | 議第18号 | 平成16年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、五個荘町および永源寺町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計予算 |
| 日程第21 | 議第19号 | 平成16年度竜王町水道事業会計予算                                           |
| 日程第22 | 議第20号 | 八日市衛生プラント組合規約の変更について                                        |

○議長（村井幸夫） 日程第3、議第1号から日程第22、議第20号までの20議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福島町長。

○町長（福島 茂） ただいま、一括上程をいただきました議第1号から議第20号までの20議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第1号 平成15年度竜王町一般会計補正予算（第6号）の専決処分につきまして提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ったものでございます。同条第3項の規定によりご報告申し上げ、議会の承認を求め



るものでございます。

平成15年度竜王町一般会計補正予算（第6号）につきましては、補正予算第5号までの歳入歳出予算の総額を52億5,874万8,000円とお認めをいただいておりますが、その後、国の方から平成16年度に予算要望をさせていただいております農業生産総合対策条件整備事業について、事業の前倒しによる認可をいただきましたので、事業主体の速やかな事業の取り組みと年度内に事業を完了する必要から、かかる事業費の予算措置につきまして専決処分をさせていただいたものでございます。

専決処分いたしました補正予算の内容といたしましては、指定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ202万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,077万5,000円とするものでございます。

歳入といたしまして、農業生産総合対策事業県補助金が168万8,000円の増額。前年度繰越金が33万9,000円の増額。

歳出といたしましては、竜王町直播栽培研究会への農業生産総合対策事業補助金が202万7,000円の増額でございます。

次に、議第2号 竜王町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年6月に成立・公布されまして、公の施設の管理について、適正かつ効率的な運営を図ることを目的に指定管理者制度が導入されましたことにより、条例制定するものでございます。

今回の地方自治法の改正では、多様化する住民ニーズにより、効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とするものであります。

なお、この法律の改正前の地方自治法第244条の2、第3項の規定に基づき、管理委託を行っている公の施設については、法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例の改正する経過措置が取られています。したがって、今後、順次条例整備を図ってまいりますのでよろしくお願いするものでございます。

次に、議第3号 竜王町課設置条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、法と整合性を図るため、所要の条例整備を行うものでございます。

次に、議第4号 竜王町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につ

きましては、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律の施行に伴い、地方公共企業労働関係法の名称が地方公営企業等の労働関係に関する法律に変更されたことにより、条文中の当該法律名を改めるため、文言の整備を図るものでございます。

次に、議第5号 竜王町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、虚偽の報告や医師の診断を拒んだ場合等における罰則規定の罰金の上限額が改正されたことや、地方公務員災害補償法の施行規則の一部改正に伴い、公務上、及び通勤による災害の範囲が拡大されたこと等により、所要の条例整備を図るものでございます。

次に、議第6号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、平成13年4月1日から施行された特定家庭用機器再商品化、いわゆる家電リサイクル法に係る対象家電品4品目について、収集運搬料金を定めてきたところですが、平成16年4月1日から家電リサイクル法施行令が改正され、対象家電品に電気冷蔵庫が追加されますことから、条例改正を行うものでございます。

次に、議第7号 竜王町出産祝金支給条例の制定につきましては、急速な少子化の進行により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しております。この状況は、単に若年労働者の減少や社会保障費用に係る現役世代の負担の増加などにより、社会活力の低下を懸念させるだけでなく、子ども同士のふれあいの機会を減少させ、子どもの健やかな育ちに大きな影響を及ぼしております。このことは、子どもを持つ家庭だけでなく、児童が心身ともに健やかに育つ環境づくり、命あるものを大切にするまちづくりは、住民皆様方、お一人お一人の手に期待されるものが多くございます。町民皆様が等しく竜王町の次代を担ってくれます子どもの出産を奨励、祝福し、子どもが健やかに育まれることを願いまして今回出産祝金支給条例を制定させていただきものでございます。

出産祝金の額は、竜王町に住所を登録されている方に子どもが誕生した場合、第一子の場合2万円を第二子の場合4万円を、第三子の場合6万円をそれぞれ1人2万円ずつを加算した額とさせていただきたく存じます。

なお、この条例の施行につきましては、平成16年4月1日とさせていただきますのでございます。

次に、議第8号 竜王町産業振興条例の一部を改正する条例につきましては、新たな設備投資を行う場合や既存の企業の活性化のため施設整備を増設して事

業を行うことに対し支援し、また共同店舗等商業施設や大規模農業施設など、町の産業の振興に寄与すると認められる施設の整備に対し支援することにより、産業の高度化及び活性化、並びに町民の雇用機会の拡大を図るとともに、町の経済の発展に資するため、昨年、産業振興条例を制定いたしました。現行条例における指定事業者に対する奨励金の交付対象となる事業の区分に、条例本来の主旨である雇用機会の拡大を図る上で、敷地面積は生産並びに販売等、目的のみでなく、その地域の環境保全、そこに雇用される労働者の福利厚生施設などを完備させることを踏まえ、今回条件として敷地面積を加えるものであります。

次に、議第9号 竜王町シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例につきましても、高年齢者等の雇用の安定に関する法律第45条の規定に基づき、高年齢者の職業生活の充実、その他福祉の増進を図るため、竜王町シルバー人材センターの会員の働く活動拠点施設として滋賀労働局、全国シルバー人材センター事業協会、議員各位をはじめ、関係機関、各位の格別のご理解、ご高配をいただき、建設をいたしておりますシルバーワークプラザの設置及び管理に関しまして条例整備を図るものであります。

第1条でシルバーワークプラザの設置趣旨を、第2条で名称及び位置を、第3条でワークプラザで行う事業、第4条ではこのワークプラザの管理は、町長が指定する指定管理者に管理を行わせることを規定しております。

以下、第5条から第7条までは、ワークプラザの休館日、開館時間、損害賠償を定めたものであります。また、この条例に定めるもののほか、管理運営に関し必要な事項は、別に定めるものであります。

なお、この条例は平成16年4月1日から施行いたすものであります。

また、ワークプラザの設置に伴い、竜王町議会の議決に付すべき公の施設の廃止、または長期、かつ独占的利用に関する条例の一部改正が生じますことから、第2条第13項の次に、シルバーワークプラザを加える改正を行うものであります。

次に、議第10号 竜王町道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましても、地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について適正、かつ効率的な運営を図ることを目的に指定管理者制度が導入されたことによる改正と合わせて、研修室の利用について利用料金を徴収する事項を整備させていただきたいものであります。

以上、議第1号から議第10号までの10議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第9号につきまして、詳細につきまして担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りましてご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（村井幸夫） 川部商工観光課長。

○商工観光課長（川部治夫） 議第9号 竜王町シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例の提案理由につきましては、ただいま町長より説明を申し上げたところでありますが、条例の詳細につきまして、私より説明を申し上げます。

まず、第1条の設置であります。この条例は高齢者等の雇用の安定等に関する法律第45条の規定に基づき、高齢者の職業生活の充実、その他福祉の増進に資するため設置するものであります。

次に、第2条は、名称及び位置を定めており、名称は竜王町シルバーワークプラザと言ひ、位置は竜王町大字小口277番地の1とするものであります。

次に、第3条は、ワークプラザにおいて行う事業として、高齢者の就業に関する相談及び情報の収集に関する事。高齢者の就業機会の開拓及び提供に関する事。高齢者に対する簡易な仕事に関する知識、技能の付与を目的とした講習等の実施に関する事。また、このほかワークプラザの目的を達成するために必要な事業で、町長が必要と認める事業とするものであります。

次に、第4条は、ワークプラザの管理につきましては、今回提案をいたしております竜王町の公の施設における管理者の指定手続等に関する条例に基づき、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの、指定管理者にこれを行わせるものであります。

次に、第5条は、ワークプラザの休館日を定めるものであります。毎週日曜日、及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日。12月29日から翌年1月3日までとするものであります。指定管理者は必要があると認めるときは町長の承認を得て臨時に開館し、または休館することができるものであります。

次に、第6条は、ワークプラザの開館時間を定めるものであります。午前8時30分から午後5時15分までとするものであります。指定管理者は必要があると認めるときは町長の承認を得て、これを変更することができるものとするものであります。

次に、第7条は、損失損害賠償を定めるものであり、ワークプラザ利用者は、

故意または過失によりワークプラザの施設、または設備を破損し、または滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならないというものがあります。

次に、第8条は委任事項で、この条例に定めるもののほか、ワークプラザの管理運営に関し、必要な事項は町長が別に定めるものとあります。

付則といたしまして、第1項として、この条例は平成16年4月1日から施行するものであります。

また、第2項として、竜王町議会の議決に付すべき公の施設の廃止、または長期かつ独占的利用に関する条例第2条に第14号としてシルバーワークプラザを加えるものであります。

以上、簡単でございますが、竜王町シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例の詳細説明といたします。

よろしくご審議いただきまして、ご承認くださるようお願い申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** この際、申し上げます。

ここで、午前11時20分まで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

**○議長（村井幸夫）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

福島町長。

**○町長（福島 茂）** 次に、議第11号から議第19号までの平成16年度予算9議案につきまして、提案理由を申し上げます。

平成16年度の予算編成につきましては、日本の景気が一部民間企業の間で持ち直し傾向にあると言われておりますけれども、依然、個人所得は回復もせず、国や地方における財政状況は悪化の一途を続けている中での厳しい予算となりました。特に、平成12年4月の地方分権一括法の施行以降、国では国庫補助負担金の縮減、税制移譲、地方交付税の見直しを含めた三位一体の改革を進めており、国庫補助負担金については、平成16年度から3カ年での4兆円の縮減を見込んでおり、平成16年度は1兆300億円が削減、一般財源化されました。この補助負担金の一般財源化に伴い、国は基幹税の充実を基本に税源移譲するとされておりますが、いまだ完全な方策は示されておらず、今年度は所得譲与税の新設により、一部が移譲されるにとどまりました。

また、地方交付税につきましては、地方単独事業を中心に地方財政計画の徹底

的な見直しが行われ、交付税総額を6.5%削減されたところでございます。このように、年を明けました三位一体の改革の概要が具体的に明らかになってくるに従い、改革の影響は大きく、各地方自治体は予算編成段階におきまして大幅な財源不足を生じ、その編成に苦慮したところでございます。

滋賀県におきましても多額の財源不足が生じることから、基金の取り崩しや市町村への補助金等の削減等により対応されたところでございます。このように、各自治体が厳しい財政状況の中、本町におきましても地方交付税及び地方交付税の振りかえ措置であります臨時財政対策債が大幅に減少するなど、三位一体の改革の影響は大きく、企業の業績改革と設備投資による町税の増収傾向など、たくましい個性あふれるまちづくりへの足がかりとなる要素が見えかけてきましたが、扶助費及び公債費の義務的経費の増嵩により、状況は厳しく、基金の取り崩しによる調整を余儀なくされました。

このような状況の中ではありますが、施設整備が一応の完了を見たことから、ソフト事業を中心に直接住民にかかわるサービスについては、サービスの低下を招かないよう維持し、第四次竜王町総合計画が目指す町の将来像「田園文化が薫る交竜の郷」を実現するため予算の編成に努めたものであります。

まず、第11号 平成16年度竜王町一般会計予算でございますが、一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億8,000万円と定めたものでございます。前年度と比較いたしますと、総額で1,600万円の減、率にして0.3%の減となるものでございます。

本年度予算の重点的新規の内容につきまして、政策の大綱別に申し上げますと、「安心して暮らせる町土、すなわち安全のまちづくり」としましては、昨年9月に完成いたしました防災センターを本町の防災拠点として位置づけ、町民の皆さんの生命と財産を守るため、日々活動を願っております消防団を中心に、さらなる各種災害予防の啓発、訓練の展開を図り、地域の自主防災訓練を通じて災害に対する意識の向上・啓発に努めてまいります。

また、最近頻繁しております侵入盗、空き巣などの刑法犯や不審者対策につきましては、防犯パトロールを強化しながら学区内を活動範囲とした自主的な取り組みに対しましても助成を行い、地域挙げての安全・安心なまちづくりに取り組むとともに、道路照明灯等の整備を行ってまいります。

次に、「快適で潤いのある生活環境づくり」としましては、住民生活を地域として自主的に整備をいただいております自ら考え、自ら行うまちづくり事業を

はじめ、BDF燃料精製機による廃食油リサイクル推進や河川の水質・底質調査等公害監視についても引き続き取り組みを進めてまいります。

次に、「地域に活力を与えるたくましい産業づくり」といたしましては、本町の基幹産業であります農業分野につきまして、平成13年度より取り組んでおります21世紀型農ビジネス推進事業の推進を図り、特産品の産地化や農業後継者の育成、環境に配慮した循環型農業の推進に努め、アグリパークや道の駅との連携活用を積極的に進めます。

また、蒲生町との広域圏域型の農村総合整備事業につきましては、本年度は農道整備4路線の整備に取り組んでまいります。さらには、平成17年度にNHK大河ドラマで「源義経」が放映されるのを機会に源義経にゆかりのある町が集い「義経サミット」を開催し、義経を生かしたまちづくりを全国発信し、観光産業の振興の努めてまいります。

次に「健やかに暮らせる健康福祉づくり」といたしましては、現在、在宅重度障害者通所訓練施設として近江八幡市に所在する「くすのき通園」施設の移転新築に対して2市7町がそれぞれ補助をし、進めてまいります。また、特別養護老人ホーム「万葉の里」、ケアハウス蒲生野、生活支援ハウス等老人福祉施設の整備補助並びに運営補助を引き続き行ってまいります。

昨年より検討してまいりました少子化対策につきましては、次世代育成支援対策行動計画を策定するとともに、これまでの児童育成計画、少子化対策検討会議で提言をいただいた内容を踏まえ、今日までの育児相談や子育てサークルの育成、学童保育の充実に取り組みながら地域での子育て支援の醸成を図ってまいります。

さらに、新たに出産祝金を制度化し、不妊治療費助成金とともに、子どもを産み育てやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、「新しい次代を拓く魅力ある場づくり人づくり」といたしましては、小学生の国内地域間交流による派遣やドラゴンサミットの関係町村から、小中学生の受け入れ、スーセーマリー市中学生の受け入れ、交流を通じて子どもたちの大きな成長を育むとともに、学校教育環境の充実や生涯学習のさらなる推進に努めてまいります。また、議員の皆様、職員、各種委員の研修を通じて、たくましく個性あふれるこれからのまちづくりに向け研鑽を広めてまいります。

次に、「生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり」につきましては、国の補助を受けまして3年間をかけて組織づくりを進めてまいりました総合型地域

スポーツクラブが、いよいよ活動開始の運びになり、t o t o（とと）補助金を活用しながら運営補助を行い、活動を支援してまいります。また、企業進出計画に伴います埋蔵文化財の発掘調査事業につきましても委託を受けまして取り組んでまいります。

その他といたしましては、町の年間スケジュールを掲載した「まちのカレンダー」やI S O認証取得の出先機関への拡大などに取り組んでまいります。

以上が主な取り組みでございますが、これから三位一体の改革が強化されるに従い、今後さらに地方財政には厳しいものになっていくものと思われまます。このような時期に、当面、合併に頼らず自律したたくましいまちづくりを目指す本町にとりましては、分権型社会に向け、住民の皆さんとの協働により、住民自治の確立と行政改革、財政改革、意識改革を柱に、自律推進のための改革に前向きに検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、予算計上いたしました重点的な取り組み施策につきましてご説明を申し上げましたところでございますが、いずれにいたしましても住民の皆様の格別のご理解とご協力を賜りながら、第四次竜王町総合計画の着実な実現に鋭意取り組んでまいりたいと存じております。

次に、議第12号 平成16年度竜王町国民健康保険事業特別会計事業勘定予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億900万円と定めたいものでございます。これは、平成15年度の当初予算と比較いたしますと3,400万円、5%の増となるものでございます。この増加の要因につきましては、長引く景気低迷により、社会保険から国保への被保険者の増加と老人保健法の改正による前期高齢被保険者の増加による保険給付費が伸びたことによる増加でございます。また、支払い基金への介護給付金額の増加も要因であります。

社会保険などの国保を比較した場合、現役世代の加入者は、社会保険などの被用者保険に多いのですが、退職年齢の60歳前後から国保への移行が始まりまして、高齢者世代の加入が多くなるという状況がございます。

また、1人当たりの医療費は、年齢が高くなるにつれまして上昇しており、特に60歳から急激に上昇するため、国保の加入者はまさに医療費の負担が多くなっているのが現状でございます。こうした構造による制度間の格差は、近年の急速な少子高齢化や若い人たちの就業構造の変化により一段と顕著になっており、今後は中・高年齢層が国保に集中するという構造的な問題にとどまらず、少子・高齢化や就業構造など、今後見込まれる構造変化にも柔軟に対応できる



安定的な仕組みが県単位であるのか、広域か、今、全体的な見直しがされているところであります。このことから、平成15年度においては、財政調整基金を財源としながら保険給付費の医療費の適正運営に努めてまいりましたが、先ほど申し上げました状況にあることから、平成16年度予算は給付に見合う不足分を一般会計からの補てん財源として編成をさせていただいたものでございます。

次に、議第13号 平成16年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、医科にありましては9,300万円、歯科にありましては5,800万円と定めたいものでございます。

平成15年度当初予算と比較いたしますと、医科では900万円、率にして8.8%の減額で、歯科では30万円、率にして0.5%の減額となるものでございます。医科の減額となります主な要因につきましては、住民の皆様の医療費負担の軽減と経営の健全化を図るため、後発医薬品の使用に取り組んでおりますことが主な理由でございます。また、医科診療業務のアウトソーシングを行い、受付窓口業務も一部委託いたしたく考えております。

歳入におきまして、景気低迷の影響により、国保の診療報酬収入が増加し、老人保健診療報酬収入は、後発医薬品の使用に取り組んでおります影響が減の主な理由でございます。

歯科につきましては、昨年とほぼ同額であり、財政厳しい折から健全運営を図ってまいりたいと思います。医科、歯科におきましても医療費制度改革や今後の社会情勢の影響を少なからず受けまして診療収入を減額いたしておりますが、今後とも地域医療の拠点として診療を中心として疾病の早期発見、早期予防、保健事業や介護予防事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議第14号 平成16年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ9億1,600万円と定めたいものでございます。平成15年度の当初予算と比較いたしますと2億1,900万円、率にして19.3%の減となるものでございます。これは、平成15年度当初予算と比較いたしますと2億1,900万円、率にいたしますと約19.3%の減となる極めて縮小する予算であります。

老人医療費につきましては、平成14年度に老人保健法が改正され、対象年齢を70歳から段階的に75歳に引き上げたことによります対象者が減少したことによる影響が主な理由でございますが、これに伴います歳入歳出予算となっており、平成19年度まで年々右肩下がりの予算となることが予想されるものでござ

います。

次に、議第15号 平成16年度竜王町学校給食事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,770万円と定めたいものでございます。収入といたしましては、給食負担金が6,768万6,000円、繰越金が1万円、諸収入として預金利子と雑入で4,000万円を計上いたしております。歳出でございますが、給食事業費として6,770万円を計上いたしております。

次に、議第16号 平成16年度竜王町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,800万円と定めたいものでございます。

農業集落排水事業につきましては、平成元年度から供用開始をいたしまして、本年度で16年目になり、殿村地先及び山中地区の下水道処理施設の効率的な維持管理と事業運営に努めてまいりたいと考えております。

一方、公共下水道事業につきましては、面整備の完了いたしました地区につきましては、平成3年度から供用開始を行い、施設の維持管理に努めているところでございますが、平成16年度につきましては、さらに工事の完了した地区の供用開始を行い、皆様方のご理解、ご協力をいただきまして、水洗化の促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年度の下水道管渠築造費は3億9,338万6,000円を計上いたしまして、工事等を実施したいと考えております。今後も下水道関係の推進に努力いたしまして、1日も早く全町下水道整備が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、議第17号 平成16年度竜王町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億700万円と定めたいものでございます。これは、平成15年度の当初予算と比較いたしますと700万円、率にして1.8%の増となるものでございます。前年度と変わるところは、保険給付費において施設介護サービス給付費の伸びが見込まれる予算編成となったものでございます。

歳入につきましては、保険給付費に伴います国庫補助金や支払い基金交付金など、国のルール分の増額と国庫負担金の事務費交付金を三位一体化による一般財源化を余儀なくされたことによる一般会計からの繰入金が増額しているものでございます。平成14年度高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しをしていただいたところですが、15年度から17年度までの3年間、中期財政運営期間として健全な財政運営と適正な介護保険給付サービスが受けられるよう、

また本人の残存能力を生かしながら地域で安心して暮らせることのできるまちづくりを目指し、保健・福祉・介護予防事業に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、議第18号 平成16年度日野町・蒲生町・竜王町・安土町・能登川町・五個荘町及び永源寺町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ363万6,000円と定めたいものでございます。

歳入といたしましては、構成します各町からの社会教育主事共同設置負担金が357万5,000円、諸収入としまして預金利子が1,000円、繰越金6万円を計上いたしております。

歳出でございますが、社会教育主事の共同設置に伴います事務的経費並びに活動費として教育総務費362万6,000円、予備費1万円を計上いたしております。

次に、議第19号 平成16年度竜王町水道会計予算につきましては、収益的収入及び支出の予定額を3億700万円、資本的収入の予定額を4,135万9,000円、資本的支出の予定額を9,883万3,000円と定めたいものでございます。

水道事業につきましては、経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努め、さらに公営企業としての経済性を発揮するとともに、施設の改良を進め、安全で安定的な水道水の供給ができるよう一層の努力をいたすものでございます。

以上、議第11号から議第19号までの平成16年度予算9議案につきましてご説明を申し上げたところでございますが、学校給食事業特別会計及び社会教育主事共同設置特別会計以外の各会計の詳細につきまして、順次、各担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** ただいま、町長から平成16年度竜王町一般会計予算について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元に配付いたしております平成16年度予算の特色等の資料に基づき、ご説明を申し上げます。

平成16年度の予算につきましては、昨年に引き続き厳しい日本経済の状況に加え、三位一体の改革の実行により、国庫補助負担金の削減、地方交付税の大幅な削減等、さらに厳しい状況での予算編成となり、住民サービスの低下を招かないを基本にハード整備からソフト事業中心の現行施策の継続維持といった予

算となりました。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億8,000万円と定めたもので、前年度当初予算額48億9,600万円と比較いたしますと、額にして1,600万円の減額、率にして0.3%の減となるものでございます。

まず、歳入予算の状況でございますが、町税が27億576万7,000円で、前年度に比べ、額にして1億5,800万円、率にして6.2%の増となっております。これは、不況により、個人町民税が落ち込んだものの、企業の業績回復と設備投資により、法人町民税と固定資産税が増収する見込みによるものでございます。今回、地方譲与税については所得贈与税が、県税交付金については対等割交付金及び株式等譲渡所得割交付金が新設され、一部税源の移譲が行われました。

地方交付税が2億5,900万円の大幅な減額となっておりますが、これは三位一体の改革による地方交付税の見直しにより、単位費用が減額されたのに加え、町税の増収により、普通交付税が前年度当初予算額に比べ2億2,900万円の減収となる見込みです。

分担金、負担金については、主に農村総合整備事業、基幹水利施設管理事業に係る地元負担金並びに保育所運営費負担金でございますが、前年度に比べ449万2,000円の減額となっております。

これの主な要因といたしましては、不況による低所得階層の増加による保育所運営費負担金の減少によるものでございます。国庫支出金については、3,048万5,000円の増額となっておりますが、主な要因といたしましては低所得階層の増加に伴う保育所運営費負担金の増額並びに児童手当の支給対象年齢が就学前から小学3年終了までと拡大されることにより、児童手当の増額によるものでございます。

県支出金につきましては、国庫支出金と同様に保育所運営費負担金及び児童手当負担金が増加いたしました。介護予防生活支援事業補助金のうち、生きがい活動支援通所事業に係る部分について三位一体の改革により、一般財源化されたことや、高度水田営農推進費（麦あと大豆等二毛作）に係る地域農業対策事業補助金の廃止や、みんなで頑張る集落営農促進事業補助金の事業費縮小などにより、968万2,000円の減額となりました。

繰入金については1億2,200万円の減額となっておりますが、昨年に引き続き歳入不足を補てんするため、財政調整基金から2億2,000万円を繰り入れたことによるものでございます。

諸収入については、主に国営日野川土地改良事業助成金、福祉医療高額療養費戻入、総合運動公園売店食堂物品等売上料、高速自動車国道救急業務支弁金などで4,222万8,000円の減額となっておりますが、これは埋蔵文化財発掘調査費受託金の減によるものでございます。

地方債については、1億6,280万円の増額となっておりますが、これは平成7年度及び平成8年度に借入れを行いました町民税等減税補てん債の借りかえ2億5,380万円によるもので、今年度はハード事業は完了したことから適債事業がなく、臨時財政対策債及び町民税等減税補てん債のみの発行となっております。

次に、歳出予算の状況でございますが、厳しい財源不足の中から見いだされる貴重な限られた財源の配分を直接住民にかかわるサービスについては、サービス低下を招くことのないよう留意し、将来のまちづくりにつながるソフト事業へと重点を移し、予算の編成に努めたものでございます。

主な事業費を各政策ごとに申し上げますと、まず「安心して暮らせる町土、すなわち安全のまちづくり」でございますが、交通安全施設整備事業といたしまして、頻発する不審者から通学路の安全を確保するため、道路照明灯の設置に100万円、防犯パトロール等自主的に取り組みをいただく活動に安全なまちづくり自主活動団体補助として100万円。

「快適でうるおいのある生活環境づくり」でございますが、自ら考え、自ら行う生活環境整備事業に700万円、合併処理浄化槽設置事業として5人槽及び6、7人槽、それぞれ3基ずつ288万3,000円。廃食油リサイクルによるBDF燃料精製に伴う廃棄物再生利用等推進事業に58万4,000円。合特法による代替業務といたしまして、し尿収集料金徴収委託に369万円、同じく河川及び工場排水等調査委託に329万2,000円。

「地域に活力を与えるたくましい産業づくり」でございますが、産業フェア開催補助金に250万円、21世紀型農ビジネス推進事業に400万円、農村総合整備における農道整備に6,123万円、商工振興対策事業に990万円、新たに道の駅施設管理委託に2,400万円、全国の源義経ゆかりの自治体に参集をいただき、義経を生かしたまちづくりの全国発信を目指して義経サミット開催事業に250万円。

「健やかに暮らせる健康福祉づくり」でございますが、在宅重度障害者、通所援助事業として通所更生施設くすのきの整備補助金に1,024万9,000円、障害者ホリデーサービス事業に157万5,000円、障害者等の社会参加促進助成事業に

416万2,000円、少子化対策、子育て支援事業として出産祝金の制度化に300万円。

「新しい時代を拓く魅力ある場づくり人づくり」でございますが、ふるさと竜王町夏まつり事業に220万円、通学合宿やアドベンチャー事業など、学校5日制に向けてさまざまな体験活動促進事業に166万8,000円、姉妹都市スーサーマリー市中学生交流受け入れ事業に82万2,000円、小学生国内地域間交流受け入れ事業に82万2,000円。

「生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり」でございますが、3年間の準備期間を得て、総合型地域スポーツクラブが設立され、クラブ運営補助金に250万円をそれぞれ予算措置したものでございます。

第2表債務負担行為につきましては、平成18年度の評価替に向け、固定資産評価替調査業務といたしまして1,018万5,000円の限度額をお願いするものでございます。

さらに小規模企業者小口簡易資金に係る保証債務について640万円の範囲内での損失補償をお願いするものでございます。

次に、地方債につきましては、町民税等減税補てん債借換債について2億5,380万円、町民税等減税補てん債について4,000万円、臨時財政対策債について2億7,400万円の限度額をそれぞれお願いするものでございます。

以上をもちまして、議第11号の提案理由の補足説明とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 西村住民福祉課長。

**○住民福祉課長（西村喜代美）** それでは、お手元の竜王町特別会計の歳入歳出予算に関する説明書、第1ページからごらんいただきたいと思います。

平成16年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算の総額を7億900万円と定めたいものでございます。

国民健康保険は、私たちの生活を支える大切な保険制度であります。被保険者の納める国保税や国庫支出金などをもとに運営をしております。景気低迷によります国保被保険者の増加、また高齢者人口の増加、生活習慣病による疾病の増加等により、年々医療費は増大しております。

ところが、必要な医療費を賄います財源の国保税は下降状態にあり、その不足分を補てんするために今日までに積み立ててまいりました国保の財政調整基金を平成15年度で取り崩すこととなりました。現在は、その基金もあとわずかな状況であり、国保財政は逼迫した状況にあります。対前年度比較3,400万円の増額予算となっております。

11ページでございますが、歳出の増加の要因につきましては、10保険給付費、1の一般被保険者療養給付が前段で申し上げました理由によりまして、昨年より2,900万円の増額となっております。

13ページでございますが、16の介護納付金でございます。各保険者が40歳から64歳の方の2号被保険者から徴収しました介護保険料を支払い基金に介護納付金として納めるもので、介護サービス給付費の伸びによりまして1,039万1,000円の増額となっております。

3ページに戻りますが、歳入におきましては国民健康保険税は景気の影響による被保険者の増加、高齢者の加入による被保険者の増加が見られるも、担税力の低下によりまして931万円の減収となっております。

以上申し上げました理由によりまして、6ページでございますが、40の繰入金につきましては、5,696万9,000円の増額となっておりますが、このうちの国保財政に不足いたします5,000万円を一般会計繰入金として計上させてもらっております。

平成16年度は、国保会計の健全運営のため目的税としての国保税の改正に向けて町民皆様のご理解をいただきながら検討してまいりたいと思っております。今後は、「健康いきいき竜王21プラン」の推進を図り、町民の皆様の健康づくりや保健事業の推進と広報を通じての情報提供など、健康づくりの支援をさせていただき、もって医療費の適正化に努めさせていただきたいと思っております。

次に17ページでございますが、竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）につきましまして、医科にありましては予算の総額を9,300万円と定めたいものでございます。平成16年度の主な取り組み事項といたしましては、平成14年度におきまして医療制度改革が実施され、診療報酬などの引き下げ、平成15年4月からは被用者保険の3割負担が導入されるなど、医療機関にとりましては大変厳しい状況でございました。特に歳出の23ページをごらんいただきたいと思います。10医業費につきましては、後発医薬品等の使用によりまして約900万円の節約となり、患者さんの負担軽減を図り、サービス向上に向けて第1次診療としての役割を発揮する予算編成となっております。また、患者さんと医師とのインフォームドコンセントが適切に行われ、ともに疾病の克服ができますようお互いの信頼関係を築いてまいりたいと思っております。

また、本年度は、22ページでございますが、13の委託料といたしまして医療費の改正などで複雑多岐にわたります受付窓口の業務を専門性の高い業者に委託

いたしたく計上させていただいたものでございます。

次に、33ページをごらんいただきたいと思います。

歯科会計でございますが、歳入歳出予算総額を5,800万円とさせていただきたいものでございます。昨年と、ほぼ同額の予算規模でございますが、次の34ページですが、今日の社会情勢の影響などによりまして国民健康保険診療報酬収入が若干増加するところ以外は、厳しい予算編成となっております。

歳出においては、今年度も的確な診療業務に努め、また虫歯予防に効果が見られますフッ素塗布・フッ素洗口を継続し、「8020・80歳にして20本の健康な自分の歯を」とする、保健センター等が行います保健事業との連携を図りながら、健康づくりは健康な歯からを目標に、さらにサービスの向上を図りたいと思います。

また、受診の困難な高齢者への訪問診療についても関係機関と連携を図りながら高齢者のリハビリテーションに着目し、生活の質を向上すべく努力してまいりたいと思います。

次に、49ページでございますが、竜王町老人医療事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,600万円と定めさせていただきたいものでございます。

特に歳入歳出予算を前年度と比較いたしますと、約2億1,900万円の減額予算であります。この主な理由といたしましては平成14年10月の老人保健法改正によります医療費の動向が15年度当初予算編成時では予測が立ちにくく、前年実績で計上をいたしておりましたところが、法改正などの影響によりまして、医療給付費が減少したということが大きな理由で、平成15年度の当初予算の比較と大きな乖離が見られるということでございます。

また、窓口一部負担金の1割、2割負担による受診控え、老健の適用年齢を70歳から75歳に段階的に引き上げられたこと、平成14年4月からの診療報酬本体の点数等が下がったことによる影響が出ているものと推測をしております。

歳入歳出ともに、今後も1年ごとに19年度までは他の要因が発生しない限り、老健適用年齢を段階的に引き上げられますことから右肩下がりの予算となることが予想されます。今後も引き続きまして、各保健事業等と連携を図りながら健全運営に努めたいと思っております。

以上、議第12号から14号までの補足説明とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 松村上下水道課長。



○上下水道課長（松村佐吉） それでは、引き続きまして議第16号 平成16年度竜王町下水道事業特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案書につきましては、57ページと特別会計歳入歳出予算に関する説明書の59ページからでございますが、別に配付させていただいております提出議案説明資料の21ページ、平成16年度竜王町下水道事業特別会計予算の概要に基づきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,800万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと1,300万円の増額となるものでございます。歳入の関係でございますが、その主な収入といたしましては、分担金及び負担金として868万9,000円、前年度と比較いたしますと418万7,000円の増額となりますが、これは平成16年度におきましては供用開始区域を大きく予定していることによります増額でございます。

次に、農業集落排水及び公共下水道の使用料といたしまして1億1,766万6,000円を計上させていただいております。前年度と比較いたしますと720万円の増額で、これにつきましても平成16年度に予定しております供用開始区域に関連いたしましての増額でございます。

次に、国庫補助金といたしまして1億2,500万円を計上させていただいております。前年度と比較いたしますと600万円の減額でございます。これは、工事地区に関係いたしましての減額でございます。

次に、繰入金でございますが、一般会計からの繰入金を2億8,908万9,000円を計上させていただいております。前年度比較では、1,385万4,000円の減額でございますが、これは他の起債の増額借り入れによります減額でございます。

次に、雑入では、消費税還付金といたしまして500万円を計上いたしております。前年度と比較いたしますと500万円の減額でございます。この減額につきましては、消費税の修正計算からによるものでございます。

次に、町債でございますが3億3,950万円を計上させていただいております。前年度比較では2,410万円の増額でございますが、他の起債によります借入金を増額したことによるものでございます。

次に、歳出の関係でございますが、その主な歳出といたしましては農業集落排水事業の一般管理及び施設管理といたしまして1,356万2,000円を計上させていただいております。前年度と比較いたしますと61万6,000円の減額となるものでございます。

その内訳といたしましては、人件費に339万6,000円、電気代に200万円、処理場の管理委託料に682万円などがございます。減額の要因といたしましては、平成15年度におきましては処理場の設備に対する修繕が必要であったことによるものなどがございます。

次に、公共下水道事業の一般管理費及び施設管理費といたしまして8,733万9,000円を計上させていただいております。前年度比較では821万円の増額となるものがございます。

その内訳といたしましては、人件費に848万7,000円、報償費に171万8,000円、電気料に156万円、委託料に904万1,000円。また、県に支払います流域下水道管理負担金に6,335万4,000円などがございます。増額につきましては、団地への公共下水道接続に関しまして排水量の増加が予定されることによります流域下水道管理負担金の増額であります。

次に、公共下水道管渠築造費といたしまして3億9,338万6,000円を計上させていただいております。前年度比較といたしまして251万6,000円の増額でございます。内訳といたしましては、人件費が2,032万5,000円、庁費事務費に333万6,000円、委託料に500万円で、16年度につきましては山面・鏡地先の工場予定地の認可変更委託のみの予定をいたしております。

工事請負費といたしましては2億7,848万3,000円で、その内容といたしましては岡屋地区の里中の面整備、第1松陽台地区の面整備、七里の町道及び集落までの幹線整備、松が丘地区の管修繕などを計画しているものがございます。

補償費につきましては4,105万9,000円でございますが、これは下水道管等の移転補償費でございます。16年度は面整備を大きく実施しますことによりまして、前年度比較3,137万3,000円の増額でございます。負担金補助及び交付金は、流域下水道事業の建設負担金といたしまして4,518万3,000円でございます。県工事の関係によりまして前年度比較410万5,000円の減額でございます。

次に、公債費でございますが3億9,321万3,000円を計上させていただいております。前年度と比較いたしますと289万円の増額となるものがございます。また、予備費といたしまして50万円を計上させていただいております。

次に、議案書の57ページ、第2条の地方債の関係でございますが、61ページ第2表に地方債の限度額といたしまして3億3,950万円を予定しているものがございます。

次に、第3条の一時借入金の最高額を5億円と定めているものがございます。

以上、平成16年度下水道特別会計予算の内容説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長（村井幸夫）** 西村住民福祉課長。

**○住民福祉課長（西村喜代美）** 引き続きまして、議第17号 平成16年度竜王町介護保険特別会計予算につきまして、77ページからでございます。説明書の77ページからでございます。歳入歳出予算の総額を4億700万円と定めたいものでございます。前年度に比較いたしますと700万円の増額となっております。

特に歳出におきまして、84ページをごらんいただきたいと思っております。10の保険給付費、3の施設介護サービス給付費においては、年々後期高齢者である75歳以上の介護を要する重度の方がふえまして、施設利用への意向があることから25%の伸びを予想いたしまして4,000万円の増額予算を計上いたしました。

また、その1の居宅介護サービス給付費として在宅で利用する訪問介護、通所介護などの費用を利用実績に合わせて減額をいたしたところが昨年と異なるところでございます。

歳入におきましては、78ページでございます。介護保険料で第1号被保険者保険料につきましては、公的年金等からの天引きによります特別徴収保険料が高齢者人口等の伸びなどによりまして増加しており、また79ページでございますが、15国庫支出金、2事務費交付金は、平成15年度までは国庫補助金として支出されておりましたが、国の三位一体の改革によりまして一般財源化され、ゼロ円となっております、80ページでございますが、35の繰入金、2その他一般会計繰入金として296万2,000円の繰入金が増額となっておりますのでございます。次期の平成17年度の見直しに向けて適正な介護保険の適用に心がけ、地域で安心して老後を送れるよう、また介護ができますよう、さらに努力をさせていただきますと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 松村上下水道課長。

**○上下水道課長（松村佐吉）** 続きまして、議第19号 平成16年度竜王町水道事業会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。予算書とは別に配付させていただいております提出議案説明資料の最後の25ページ、平成16年度竜王町水道事業会計予算の概要によりましてご説明を申し上げますが、その前に、先に予算書の1ページ、第2条につきまして、業務の予定量といたしまして給水戸数が3,610戸で年間総配水量といたしまして168万立方メートルで1日平均

給水量は4,100立方メートルを予定するものでございます。

さらに主な建設改良事業といたしまして、下水道事業に伴います配水管布設がえ工事などを予定する計画でございます。その事業費といたしまして4,804万1,000円を予定しているものでございます。

それでは、次に第3条予算及び、第4条予算につきまして説明資料最後の25ページ、予算の概要によりましてご説明を申し上げます。

まず、第3条予算の関係でございますが、収益的収入及び支出の予定額といたしまして3億700万円と定めております。前年度と比較いたしますと1,800万円の減額で5.5%の減になるものでございます。収入の関係でございますが、営業収益が2億8,081万円でございます。その主な収入といたしましては、給水収益の水道使用料が2億7,670万円で、前年度比較では1,800万8,000円の減額でございます。これは企業の使用水量の減少や冷夏による減少、また各家庭での使用水量が減少しているものでございます。

営業外収益につきましては2,619万円で、その主な収入といたしましては、町補助金が2,450万円で、補助金につきましては前年度と同額でございます。

次に、支出の関係でございますが、営業費用といたしまして2億8,540万3,000円でございます。その主な支出といたしまして、県水受水費が1億8,375万7,000円で、前年度比較では1,364万3,000円の減額でございます。これは、県水受水料金の値下げによりますものでございます。

次に、人件費が3,292万6,000円、減価償却費が3,595万3,000円、修繕費が820万円、動力費が480万円、手数料が837万2,000円で、手数料につきましては前年度比較421万2,000円の増額でございます。これは、水道法改正によります水質検査料の増額によるものでございます。

次に、委託料が373万8,000円でございます。

次に、営業外費用といたしまして2,139万7,000円でございます。その主な支出といたしましては、企業債の支払い利息が1,669万7,000円、消費税が400万円でございます。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出の関係でございますが、資本的収入が4,135万9,000円でございます。前年度と比較いたしますと3,375万9,000円の増額でございますが、これは公共下水道工事に伴います補償工事負担金の増額でございます。

次に、資本的支出といたしまして9,883万3,000円を予定いたしております。前

年度と比較いたしますと3,983万6,000円の増額となります。その主な支出といたしましては、改良事業費に4,804万1,000円でございます。これは、公共下水道事業に伴います配水管布設替工事の設計委託料と工事費を計上いたしております。

次に、固定資産購入費といたしまして379万9,000円で、これは量水器等の購入費と16年度におきましては公用緊急自動車がかかなりの年数が経過いたしておりますことによりまして更新を予定いたしているものでございます。

次に、企業債償還金といたしまして4,702万3,000円で、これは企業債の元金償還金でございます。なお、資本的収入が資本的支出に対しまして5,747万4,000円の不足となりますが、これにつきましては建設改良積立金、当年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税資本的収支調整額で補てんさせていただきたいと思っております。

次に、予算書の2ページ、第5条の一時借入金の限度額を1,000万円と定めさせていただきます。

次に、第6条の関係でございますが、議会の議決を得なければ流用できない経費といたしまして、職員給与費に3,292万6,000円と交際費2万円でございます。

次に、第7条の関係でございますが、一般会計から受ける額といたしましては2,450万円でございます。

次に、第8条といたしまして、棚卸し資産の限度額を500万円と定めるものでございます。

なお、これらの詳細につきましては、予算書の7ページからの資金計画、給与費明細書、23ページからの予算実施計画説明書をごらんいただきたいと思います。

以上、平成16年度の水道事業会計予算の内容説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長（村井幸夫）** 福島町長。

**○町長（福島 茂）** 続きまして、議第20号 八日市衛生プラント組合規約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。

八日市衛生プラント組合環境分析室は、びわ湖を抱えた滋賀県は率先して環境に配慮した施策をとる方針により、昭和49年から構成市町の公害対策に係る分析業務を開始しました。折りしも滋賀県公害防止条例施行により、分析依頼件数も増加する中、構成市町と協議を重ね、より充実した設備整備を行うこと

になり、全国的にも少ない広域での検査機関を設置する先進的な組合となりました。人々が健康で快適な生活を要求される今日、大気汚染や水質汚濁等極めて微量な物質の汚染までもが問われ、環境問題に対する住民の感心も高まり、多様化し、上水道の水質管理におきましても、より安全な飲み水が要求され、各関係法令の改正、規制基準の強化がされました。

このような中、当環境分析室では、構成市町からの依頼に対し、環境汚染物質の分析、測定技術の向上、情報の収集、提供、また環境に関する指導等を行い、測定結果や情報を電子データに保存し、一元管理をし、環境行政の一端を担ってまいりました。

また、平成5年度の水道法改正では、より安全な水を要求され、水質基準を大幅に改正されました。これに伴い、分析器も大幅な整備更新をし、構成市町の環境分析業務を行ってまいりました。

ところが、去る5月30日、厚生省令第101号におきまして、水道法第4条第2項の規定に基づく、水道により供給される水の水質基準が示され、新たに13項目の分析項目が追加されました。このことにより、大幅な機器整備更新が必要となることから、昨今における各市町の財政状況をかんがみ、民間委託に切りかえ、当環境分析室における水道水の分析、環境分析業務を廃止しようとするものであります。

以上、20議案についてご説明を申し上げました。

よろしくご審議を賜りまして、ご採決いただきますようお願い申し上げ、提案説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（村井幸夫）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

本日の議事日程は、これで全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

散会 午後12時28分